

平成23年11月

就学支援金受給権者  
就学支援金受給権者の保護者 各位

仙台高等専門学校

平成23年度高等学校等就学支援金支給決定通知書の送付について

このことについて、文部科学省から独立行政法人国立高等専門学校機構本部を通じ受給権者あて送付がありましたのでお送りします。

なお、通知書の発信日付は「平成23年10月21日」となっておりますが、本校に到着したのは平成23年11月22日であることを念のため申し添えます。

○留意事項

- 1) 通知書は、平成23年度の就学支援金の支給額を受給権者にお知らせするものであり、授業料引落しの有無にかかわらず、受給資格を有する学生について全員に送付しています。文部科学大臣通知のため、学校での再交付等はできませんので、紛失・破損しないよう各自で厳重に保管してください。
- 2) 通知書記載の金額は「平成23年度の予定額」です。在籍状況の変化や加算手続きにより、月を単位として変更となる場合がありますのであらかじめご承知置きください。  
支給される就学支援金は、独立行政法人国立高等専門学校機構が代理受領し、納付すべき授業料に充当します。  
なお、9月2日以降に加算支給の届出をした学生及び9月30日以降の休・退学者については、届出する前の状況で通知されているため今回の通知書には反映されておりません。
- 3) 加算支給届出を一切していない学生(1年生は入学時と6月期の2回とも)については、各期分授業料から就学支援金支給額(59,400円)を差し引いた金額(57,900円)を、前期分は6月27日(月)(1年生は8月26日(金))に、後期分は10月26日(水)にそれぞれ引落しを行っております。(銀行等口座の残高不足で引落しできなかった場合を除く。)
- 4) 加算支給届出をした学生について  
(4-1) 9月1日までに届出した学生については、今回就学支援金支給額が決定しましたので、震災による免除申請をしていない場合、授業料年額(234,600円)から通知書に記載された就学支援金支給額を差し引いた金額を、11月28日(月)に一括して口座引落しを行います。具体的な引落とし金額等については、11月中旬に管理課から別途文書でお知らせしております。  
(4-2) 9月2日以降に届出した学生については、今回お送りした通知書には届出内容が反映しておりません。文部科学省から変更通知書が届いた時点で算定し直しますので、過不足額を返還又は納付することとなるケースもあることをあらかじめご承知置きください。
- 5) 今年度は、震災に係る授業料免除申請をしている学生が多いため、免除の申請時期、結果判明の有無、加算支給届出の有無や時期により、授業料引落しの時期・金額が違っていることを申し添えます。

本件担当：(広瀬) 学務課学生係 Phone：022-391-5539  
(名取) 学生課学生支援係 Phone：022-381-0266  
(引落としについて) 管理課財務係 Phone：022-391-5519